

2023年10月以降の新型コロナウイルス感染症に係る算定について

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の特例の見直しが行われ、2023年10月1日診療分より、算定点数、および、自己負担金額等が変更になります。

1. 新型コロナウイルス感染症に関する2023年10月以降の点数

2023年9月15日付で厚生労働省からの案内「新型コロナウイルス感染症に関する10月以降の見直し等について」の6・7ページ目に「2023年9月まで」と「2023年10月から」の点数表がまとめられております。

○新型コロナウイルス感染症に関する10月以降の見直し等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001147042.pdf>

2. 2023年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い

2023年9月15日付で厚生労働省より、10月1日以降の考え方や疑義解釈がまとめられております。

○令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/001147402.pdf>

3. 治療薬の自己負担軽減に関する公費支援の見直し

厚労省より、治療薬の窓口負担について、リーフレットが提供されております。

○新型コロナウイルス感染症の治療薬について令和5年10月から窓口での負担が生じます

<https://www.mhlw.go.jp/content/001149218.pdf>

4. 診療報酬明細書の記載

2023年9月28日付で厚労省より、診療報酬明細書の記載についてまとめられております。

○新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001151423.pdf>

5. 外来診療に係る特例

患者（疑いを含む）の診療に係る特例

算定要件：感染予防対策を講じた上で外来診療を実施した場合

算定日	要件	診療行為 コード	名称	点数
9月30日まで	受入患者を 限定しない	113045350	院内トリアージ実施料（特例）	300
	受入患者を 限定	113045450	特定疾患療養管理料（100床未満の病院）（特例）	147
10月1日から	受入患者を 限定しない	113046250	特定疾患療養管理料（100床未満の病院）（特例）（10月以降）	147
	受入患者を 限定 ※1	113046650	夜間・早朝等加算（特例）（10月以降）	50

※地域包括診療料、認知症地域包括診療料、小児かかりつけ診療料等、初再診料が包括されている医学管理料を算定している患者でも算定可能です。

※1. 基本診療の施設基準等に規定する夜間・早朝等加算の施設基準を満たしているものとみなす。

また、夜間・早朝等加算を算定できない病院や夜間・早朝等以外に診療を行った場合でも算定可能です。

療養指導に係る特例→終了

算定日	診療行為 コード	名称	点数
9月30日まで	113045550	特定疾患療養管理料（100床未満・療養指導）（特例）	147

入院調整に係る特例

算定要件：入院調整を行った上で診療情報提供料を算定する場合

算定日	診療行為 コード	名称	点数
9月30日まで	113045850	救急医療管理加算1（入院調整）（特例）	950
10月1日から	113046350	療養情報提供加算（特例）（10月以降）	100

※小児科外来診療料等の診療情報提供料（1）に係る費用が当該管理料等に含まれる場合でも患者の紹介を実施した場合は算定可能です。

6. 在宅医療等に係る特例と高齢者施設等に係る特例

算定要件：新型コロナウイルス感染症に関連した往診、または、訪問診療を実施した場合

算定日	要件	診療行為 コード	名称	点数
9月30日まで	高齢者施設等 ※1	180070050	救急医療管理加算1（緊急の往診等）（特例）	950
		180070150	救急医療管理加算1（施設内療養・緊急の往診等）（特例）	2850
		180070250	救急医療管理加算1（オンライン）（特例）	950
10月1日から	高齢者施設等 ※1	180070850	院内トリアージ実施料（在宅）（緊急往診等）（特例）（10月以降）	300
		180070150	救急医療管理加算1（施設内療養・緊急の往診等）（特例）	950
		180070950	院内トリアージ実施料（オンライン）（特例）（10月以降）	300
	※2	113046750	看護配置加算（1日につき）（特例）（10月以降）	50

※新型コロナウイルス感染症患者に対して、速やかに往診しなければならないと判断し往診を実施、継続的な訪問診療の必要性を認め、訪問診療を実施した場合に算定可能です。

※1. 介護医療院、もしくは、介護老人保健施設（介護医療院等）、または、地域密着型介護老人福祉施設、もしくは、介護老人福祉施設（介護老人福祉施設等）

※2. 感染予防対策を講じた上で診療を行った場合に算定可能です。
高齢者施設等以外については、新型コロナウイルス感染症の疑い患者も算定可能です。

以上